

# 通行禁止除外指定車標章の適正な使用について



岡山県道路交通法施行細則で定められている「**通行禁止除外指定車標章を掲出している車両**」が、通行禁止の規制から除外される通行禁止規制は限定されています。

全ての交通規制から除外されるものではありませんので、注意してください。

## 規制が除外される交通規制

通行禁止の規制から除外される規制は、公安委員会が設置した下記の10種類の通行禁止の標識と、それに関する指定方向外進行禁止のみとなります。  
それ以外の交通規制は、除外対象になりません。



## 通行禁止除外指定車標章を使用する際の注意点

- ・標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- ・標章を使用する場合は、車両前面の外部から見えやすい箇所に掲出してください。
- ・現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- ・標章を不正に使用した場合には、返納を命じられる場合があります。
- ・有効期限が経過した、使用する必要がなくなった、公安委員会から返納を命じられたときは、速やかに返納してください。

(詳細は、標章の裏面を確認してください)

## 規制が除外されない交通規制の代表例

規制の対象から除外されない交通規制の代表例です。  
代表例以外にも、除外されない交通規制があります。



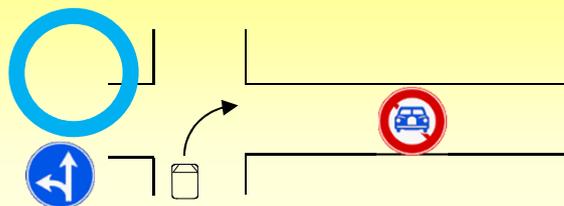
## 場合によって規制が除外される交通規制



指定方向外進行禁止の交通規制については、設置されている場所によって、除外の対象となる場合と、除外されない場合がありますので、進行した先の交通規制をよく確認してください。

### 規制が除外される場合

指定方向外進行禁止が、除外対象の交通規制に関連している場合は、除外されます。



### 規制が除外されない場合

指定方向外進行禁止が、単独で設置され、通行禁止に関わる規制がない場合は、除外されません。



### 規制が除外されない場合

指定方向外進行禁止を進行した先が、除外対象とならない交通規制の場合も、除外されません。

